

L P ガス取引の適正化・料金の透明化に向けた取組宣言

令和7年4月



このほど、令和6年（2024年）4月に液化石油ガス法の改正省令が公布され、商慣行是正による取引の適正化・料金の透明化を図るための新たな規制が導入されることとなりました。

当社では、当社が取り扱うL P ガスが、地域の皆様の生活や産業活動に不可欠なエネルギーであることを十分に認識し、L P ガスの保安の確保と安定供給に努めて参りました。

今後とも、取引の適正化・料金の透明化を一層推進するとともに、お客様との信頼関係を構築するために、以下の改正省令を遵守することをここに宣言いたします。

1. 過大な営業行為の制限

正常な商慣習を超えた利益供与や、L P ガス事業者の変更を制限するような契約等の締結は行いません。

2. 三部料金制の徹底

お客様にご請求するL P ガス料金は、基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制を徹底して参ります。

L P ガスの消費と関係のない設備費用はL P ガス料金に計上いたしません。

また賃貸集合住宅等においては、お客様との合意がない限り、当該施設又は建築物の所有者様にご負担いただくべきL P ガス消費設備の貸与等に係る費用をお客様に請求いたしません。

3. L P ガス料金等の情報提供

お客様からのL P ガス料金の問い合わせに対し、わかりやすくお答えするとともに、賃貸集合住宅等においては、入居前のお客様に対し、不動産管理会社様などを通じてL P ガス料金の提示に努めて参ります。

以上